

本人外収集に関する事項

項 目	内 容
業務・事業の名称	令和 2 年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事務
収集の相手方	児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）第 3 条第 3 項各号に規定する施設入所等児童が入所等をしている施設等の所在市区町村 施設等...小規模住居型児童養育事業・里親・障害児入所施設・指定発達支援医療機関・乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立生活援助事業・障害者支援施設・のぞみの園・救護施設・更生施設・日常生活支援住居施設・婦人保護施設
収集する個人情報の項目	施設入所等児童の氏名 施設入所等児童の生年月日 施設入所等児童の性別 入所等年月日
本人以外のものから収集する理由	施設入所等児童が、基準日後に、施設等から退所等した場合、当該施設入所等児童に係る給付金については、新たに当該施設入所等児童に係る児童手当の支給対象となる者（一般資格受給者に限る。）に対して、当該支給対象者の住所地の市町村から支給することとされている。 このことから、施設所在市区町村と、児童手当支給等市区町村間で連絡調整をする必要があるため、本区が児童手当支給等市区町村に該当したときは、施設入所等児童に係る個人情報を施設所在市区町村から本人外収集する必要がある。
収集の方法	該当者のリストを郵送により収集する。
本人通知	できる <input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由） 本人外収集したことのみを通知すると本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、区のホームページ等により周知を行う。
備考	
問合せ先	子ども・子育て支援部 子育て支援課

目的外利用に関する事項

項 目	内 容	
	記 録 名	項 目
目的外利用される 個人情報記録の 名称及び項目	1 児童手当受給者台帳 (子ども・子育て支援部子育て支援課保有)	宛名番号 氏名 生年月日 性別 住所 電話番号 世帯番号 口座情報 児童宛 名番号 児童氏名 児童性別 児童生年月日 児童住所 所得情報
	2 施設入所児童受給者台帳 (子ども・子育て支援部子育て支援課保有)	宛名番号 氏名 生年月日 性別 住所 電話番号 世帯番号 口座情報 児童宛 名番号 児童氏名 児童性別 児童生年月日 児童住所 施設名 施設入退所に関する情 報
目的外利用する 業務・事業の名称	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事務	
目的外利用の 必 要 性	<p>本件給付金の法的性質は民法上の贈与契約(民法第549条)であり、給付金の支給の申込みの際は、支給案内通知を区から一般支給対象者へ送付する必要がある。その後、支払が完了したときは、支払通知を送付する。これらの通知を送付するためには、児童手当の受給者又は受給していた者の氏名、住所等の情報を利用する必要がある。また、対象児童が施設等に入所している場合は、施設等受給資格者の氏名、住所等の情報を利用する必要がある。</p> <p>さらに、給付金の振り込みは、児童手当の4月分の振込口座にするため、給付金を振り込むに当たって児童手当口座情報を利用する必要がある。</p> <p>以上のことから、子育て支援課が児童手当事務において保有する情報(児童手当受給者台帳及び施設入所児童受給者台帳)を目的外利用して、これらの状況を的確に把握する必要がある。</p>	
目的外利用の方法	児童手当システム(児童手当受給者台帳及び施設入所児童受給者台帳)から、給付金の支給対象者を抽出する。同一端末内にある給付金に係るシステムへ対象者の氏名、住所等の情報を登録し、給付金の受給者台帳を作成する。この受給者台帳を基に、対象者への支給案内通知及び支払通知の送付並びに給付金の振り込みを行う。	

<p>本人通知</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> できる <input checked="" type="checkbox"/> できない(その理由) 支給対象者については、目的外利用したことを支給案内通知に記載し送付する。所得制限超過により支給対象にならない者については、目的外利用したことのみを通知すると本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、区のホームページ等により周知を行う。</p>
<p>備考</p>	
<p>問合せ先</p>	<p>子ども・子育て支援部 子育て支援課</p>

外部提供に関する事項

項 目	内 容	
外部提供する個人情報記録名及び個人情報の項目	記録名	施設入所児童受給者リスト
	項 目	施設入所等児童の氏名 施設入所等児童の生年月日 施設入所等児童の性別 入所等年月日
目的外利用する業務・事業の名称	令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金支給事務	
外部提供の相手方	児童手当支給等市区町村	
外部提供の理由	<p>施設入所等児童が、基準日後に、施設等から退所等した場合、当該施設入所等児童に係る給付金については、新たに当該施設入所等児童に係る児童手当の支給対象となる者（一般資格受給者に限る。）に対して、当該支給対象者の住所地の市町村から支給することとされている。</p> <p>このことから、施設所在市区町村と、児童手当支給等市区町村間で連絡調整をする必要があるため、本区が施設所在市区町村に該当したときは、当該施設入所児童に係る個人情報を児童手当支給等市区町村に外部提供する必要がある。</p>	
提供の方法	該当者のリストを、郵送により提供する。	
本人通知	<p>できる</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> できない（その理由）</p> <p>外部提供したことのみを通知すると本人に対して無用な混乱を生じさせるおそれがあることから、個別の通知は省略するが、区のホームページ等により周知を行う。</p>	
備 考		
問 合 せ 先	子ども・子育て支援部 子育て支援課	